

# 学校法人日本女子大学と板橋区教育委員会との連携に関する協定書

学校法人日本女子大学（以下「甲」という。）と板橋区教育委員会（以下「乙」という。）は、甲乙間で連携して実施する事業（以下「事業連携」という。）の基本事項を定めることを目的として、以下のとおり協定を締結するものとする。

## （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が学術研究の発展及び教育施策の充実のために、相互の協力により事業連携を実施し、もって人材の育成と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## （事業連携）

第2条 前条の事業連携は、次のとおりとする。

- (1) 地域社会と連携した学術研究や教育の実践に関すること。
- (2) 学術研究の成果及び人材の提供に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要があると認めたこと。

## （本協定書の有効期間）

第3条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から次の3月31日までとし、期間満了の30日前までに甲乙どちらか一方から解約の申し出がない場合は、翌3月31日までの1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

## （その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、事業連携に関し必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

2 この協定に定める事項に疑義が生じた場合若しくは変更の必要が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各1通を保管するものとする。

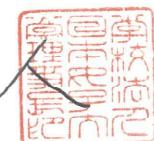
平成26年 4月11日

甲 東京都文京区目白台二丁目8番1号

学校法人日本女子大学

理事長

佐藤 和



乙 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

板橋区教育委員会

教育長 橋 本 正 光

